



せつ ゆ がた

節湯型シャワーヘッド購入費用の一部を補助します。

住宅におけるエネルギー消費量の約3割を占める給湯設備に係る給湯負荷を低減し、低炭素社会構築に向けた環境に優しいまちづくりを推進するため、浴室用「節湯型シャワーヘッド」の購入に対し補助を行います。

対象者

下記の（１）～（５）のすべての要件を満たす方が対象となります。

- （１）補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する方
- （２）補助金の交付申請を行う年度内に機器を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置した方
- （３）機器を設置した住宅が、過去５年以内に本補助金の交付決定の対象となっていない方
- （４）町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない方
- （５）暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

補助対象となる機器

30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下のもの

補助金額

購入費用の2分の1（10円未満切り捨て）
1世帯につき1個（回）限り、上限3,000円

※機器の本体費用（消費税を含む。）とし、部材購入費及び設置工事費は含まない。
※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。



申請の流れと必要な添付書類

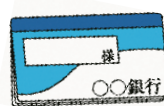
（１）節湯型シャワーヘッドを購入し、お店から下記の書類をもらってください。

- ① 購入した節湯型シャワーヘッドの領収書
- ② 購入した節湯型シャワーヘッドの性能が確認できるものの写し



（２）補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。

- ① 購入した節湯型シャワーヘッドの領収書の原本
 - ② 購入した節湯型シャワーヘッドの性能が確認できるものの写し
 - ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
- ※申請の際には、印鑑をお持ちください。



（３）申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002862/1004182.html>



【問い合わせ先】
広野町 環境防災課
電話：0240-27-2114